

2019年度 メキシコ政府奨学金留学生募集要項（抜粋）

メキシコ外務省（SRE）では国際開発協力庁（AMEXCID）を通じ、以下の要領で2019年度の奨学金留学生を募集する。

尚、本募集要項は、「外国人のためのメキシコ政府奨学金留学生募集要項（2019年度）Convocatoria de Becas de Excelencia del Gobierno de México para Extranjeros 2019」（以下、「CONVOCATORIA 2019」という。）の抜粋であり、応募者は必ずその本文（スペイン語・英語）を熟読し理解すること。

本文はこちらからダウンロード可能 <https://www.gob.mx/amexcid/acciones-y-programas/becas-para-extranjeros-29785>

アカデミックプログラム

本年度このプログラムへの願書提出方法は①オンライン申請、或いは②メキシコ大使館に送付する二つの方法がある。

出願期間：

2018年6月28日（木）－9月28日（金）15時まで

国内選考：

出願期間終了後、10月9日まで：在日メキシコ大使館にて担当書記官による国内選考。

出願方法：

①オンライン申請：

(Sistema de Gestión de Cooperación Académica (SIGCA) <https://sigca.sre.gob.mx>)

システムの説明に従い必要書類を添付すること。

②メキシコ大使館へ出願：

願書を在日メキシコ大使館 学術交流・教育・科学技術部宛に提出すること。

願書の書式：

西文願書は「CONVOCATORIA 2019」の書式を選んで記入する。

書式は、メキシコ外務省国際開発協力庁の奨学金ホームページからダウンロードして使用すること。

(<https://www.gob.mx/amexcid/acciones-y-programas/becas-para-extranjeros-29785>)

出願書類：

別紙「西文出願書類一式」参照のこと

プログラムの概要：

☆ 本奨学金留学生制度は、「CONVOCATORIA 2019」にもとづき、学士課程、4年制大学卒業生、修士課程、博士課程、専門課程、研究者、大学教員、芸術家、スペシャリスト等を対象とするものである（大学院準備コース、修士・博士課程一貫コース、通信制、オープン/バーチャルプログラムは対象外）。90以上の大学等の教育機関が「アカデミックプログラム」に参加している。

☆ 本プログラムの開始時期は2019年3月1日から12月8日以内であること。

受給期間

- ◇ 学士課程及び修士課程交流プログラム：1 課程（3 か月、4 か月または6 か月間）
 - ◇ 大学院レベル研究およびポストドクター特別研究員：1 か月から1 2 か月
 - ◇ 専門課程：1 年
 - ◇ 修士課程：2 年
 - ◇ 博士課程：3 年或いは4 年（プログラムの期間による）
 - ◇ 医学専門課程および準専門課程：3 年
- （いずれの場合も延長は認められない）

- ・論文や等級試験を求められた場合は奨学金受給期間中にいずれも完了させること。最後の給付金を受給するための必須条件である。
- ・学位論文を提出する場合には、下記の文を必ず論文内に挿入すること：
　　<<この論文はメキシコ外務省・国際開発協力庁の奨学金で勉学に従事した際のものである>>
- ・すでにメキシコの高等教育機関或いは本募集要項のプログラムの勉強を開始されている方も応募は可能である。
- ・願書は一人につき一つのみ有効である。
- ・給付決定後は最初に定められた期間からの延長は認められない。もし受給期間内にプロジェクトの論文が終了していない場合、或いは学位を取得していない場合はメキシコ滞在費用は自己負担となる。
- ・政府奨学金（SRE/AMEXCID）の遡及適用はない。奨学金給付前に使用した費用に関してはさかのぼって支給される事はない。

研究分野について：

奨学金は、歯科、整形外科、マーケティング、会計学、広告、経営学及び経営学関連分野などを除く全ての分野の対象者に給付される。

募集人数：

25名

受入機関：

101のメキシコ高等教育機関

応募資格：

日本国籍を有する者で、下記の条件を満たす者：

- ◇ 成績優秀者（GPAが100段階で80以上の者）
- ◇ 大学等で勉学、研究を行うために必要なスペイン語の能力を有する者
- ◇ 応募者が2つ以上の国籍を有する場合、複数の応募は不可。申請は応募する国と同じ国籍で行ない、渡航、メキシコ滞在期間中、帰国まで同じ国籍のパスポートを使用する。

奨学金が対象外となるのは：

- ◇ I) メキシコに派遣されている外交官、或いはその親類
- ◇ II) メキシコの永住権を持っている方

- ◇ III) メキシコの市民権を持っている方
- ◇ IV) 奨学金は同じ家族、配偶者から2名或いはそれ以上に給付されることはない。
- ◇ V) メキシコの家族滞在ビザ取得者或いは手続き中の方

必要条件：

- ◇ 「**CONVOCATORIA 2019**」に定められた必要条件を満たすこと
- ◇ 修士レベル：学士号以上の学位取得者
- ◇ 博士レベル：修士号以上の学位取得者
- ◇ 学士課程の交流プログラムの場合は学士号を取得している必要はない。
- ◇ 研究を望むメキシコの教育機関により発行された受入承諾書を有すること、或いは本募集要項のプログラムをすでに開始していること。

待遇（＊）：

- ◇ 各教育機関の設定するプログラムに従い授業料、登録料支給（**oferta académica**で確認すること）。金額は各教育機関の最終判断によるものであり、受入承諾書に基づく。
- ◇ 生活費（月額）：学士課程の交流プログラム、専門課程、修士課程、或いは修士課程での研究者、スペイン語及びメキシコ文化コースに対しては、メキシコシティで定める新たな単位UMAの4倍。2018年は最低賃金で計算され、9,800.96ペソ相当支給（2018年6月7日のレートで478.00米ドル相当）
- ◇ 博士課程、或いは博士課程での研究者、ポストドクター特別研究員、医学専門課程および準専門課程に対しては、メキシコシティで定める新たな単位UMAの5倍。2018年は最低賃金で計算され、12,251.00ペソ相当支給（2018年6月7日のレートで597.00米ドル相当）
 - 月額生活費は日割り或いは分割支給ではなく、月末に支給される。
- ◇ メキシコ社会保険庁（**IMSS**）の総合医療保険は、奨学金支給開始後4か月目から適用される（1～3か月目は本人負担の保険に加入すること）
- ◇ メキシコのテンポラリー・学生ビザ（一時居住許可証）申請費用（180日以上滞在の場合）。
- ◇ 日本からメキシコまでの往復航空券支給（航空券は全てのケースに於いてエコノミークラスで購入される）また航空券は学術交流部の判断する一番望ましいルートで購入される。
- ◇ もしもメキシコ・シティのメトロポリタン・ゾーン以外で留学する場合、メキシコ・シティから国内留学目的地までの開始時及び終了時の往復交通費支給
- ◇ 注：航空券の購入は学術交流部（**DIA**）が行うので、独自に購入されたものについては払い戻しは行わない。DIAによる航空券購入後の変更希望に関しては費用は自己負担となる。また航空券のルールに従いフライト時刻の確認や空港への到着時間、荷物の数や重量等の確認をする事は当事者の責任となる。
- ◇ 注：区間の所要時間が5時間以下の場合、またメキシコ・シティから空路ルートがない場合は陸路となり、5時間より多くなお且つメキシコ・シティから空路ルートがある場合は国内線の航空券を学術交流部（**DIA**）が購入する。独自に購入された場合の払い戻しは行わない。
- ◇ 全ての給付金は奨学生の為のものであり、配偶者或いはその他家族や同行者の分は含まれない。

奨学金に含まれない費用：

- ・パスポート申請及び関連手続き費用
- ・ビザ申請時のメキシコ大使館或いは領事館への交通費
- ・メキシコ外務省/国際開発協力庁が認定した受入機関が免除しない学費（登録料や授業料）

- ・受入機関が免除しない研究室の費用、研究集会や研修課程の費用
- ・受入機関に対する登録手続き料、及び取得単位認定料
- ・万が一、大学院の学習プログラムの中で進学準備コースや入門コースを受けなければならない場合、これらの費用は奨学金には含まれないので本人負担となる。奨学金の給付は、もしも進学準備コースを受ける場合はその終了後、最初の学期（3か月、4か月、6か月）から開始する。
- ・メキシコ到着後の滞在準備或いは宿泊費用
- ・メキシコ到着後AMEXCID(国際開発協力庁)に出頭し「奨学生」として登録手続きをする為の交通費
- ・論文の印刷費用
- ・学位取得手続き費用
- ・外国人登録料
- ・メキシコ外務省/国際開発協力庁が購入した航空券の規定を超える荷物の超過運賃
- ・メキシコ行きのトランジット・ビザを要した場合の申請費用、または関連費用
- ・記載のないその他諸費用

奨学生としての責任：

- ・奨学生は学術交流部（DIA）が求める奨学金に関する書類に署名をしなければならない。
- ・領事部にて学生ビザを取得せずにメキシコへ渡航しないこと。
注：メキシコのテンポラリー・学生ビザ（一時居住許可証）を取得せずメキシコに渡航した場合、現地での手続き費用は自己負担となる。
- ・申請時と同じパスポート(最低180日間の有効期限を有する)で渡航すること。
- ・航空券（国際）の購入の際は学術交流部（DIA）とコーディネートすること。独自に購入したものの払い戻しは行わない。
- ・メキシコで奨学金給付開始時、最初の3か月間は医療保険がないのでその期間の健康問題を幅広く保障する国際医療保険に加入すること。ない場合は全て個人の負担となる。
- ・最初の月の滞在費や諸費用を準備していくこと。月末に奨学金は支給される。
- ・奨学生は渡航2か月前に健康診断書を準備すること
- ・論文や等級試験を求められた場合は奨学金受給期間中にいずれも完了させること。
- ・奨学生として滞在中は在留資格の変更をしないこと。
- ・全ての奨学生はプログラム開始後10日以内にメキシコ外務省・国際開発協力庁の学術交流部に出頭し「外務省留学生」として手続きを行うこと。登録には写真、パスポート及び在留資格（カード）を持っていくこと。
住所：**Plaza Juárez No. 20, Piso 4, Col. Centro, C.P. 06010, Ciudad de México.**
- ・オンライン上で申請した場合：
 - ー写真（3cm×3cm）デジタルプリントではない最近の写真を4枚提出すること。
台紙なし、上半身脱帽、正面から撮影、背景は白。
- ・学業活動終了後は学術交流部（DIA）が求める書類を提出すること。
- ・メキシコ到着後は出来るだけ早く自分の連絡先の情報を更新すること。
- ・奨学生は外国人留学生のために採用された基準(NABE)に従い、学術交流部(DIA)の指示のもと、奨学金に係る書類の送付や署名を行い、定められた時期までに書類一式をそろえること。
- ・奨学生は優秀な成績を示すだけでなく、その行動が見本となることが滞在中求められる。各自政府奨学金の受給者という立場だけではなく、自国の代表であり、又メキシコと自国の交流も担っていることを自覚し行動すること。

- ・奨学金の給付決定後、メキシコ渡航前にメキシコ大使館の領事部或いはメキシコ領事館に於いてメキシコ滞在で求められる査証の手続きを行うこと。
- ・奨学生は在留資格を更新する手続きを行うこと。

選考課程：

- ・本奨学金にはメキシコの教育機関への留学手続き、および受入許可は含まれない。候補者は直接その受入機関に興味のあるプログラムへの留学手続きを行うこと。
- ・奨学金の給付決定は在日メキシコ大使館或いはAMEXCID（国際開発協力庁）からのメールによって通達される。
- ・奨学金は譲渡不可。給付決定された後は次の年以降に持ち越すことは出来ない。
- ・奨学金給付決定後は受入機関や勉強内容の変更は認められない。万が一奨学生が勉学を放棄し、メキシコの法的基準に反する別の活動に従事したり、単位を落としたりした場合、奨学金の給付はキャンセルされる。
- ・学術交流部（DIA）は該当する査証以外の手続きの責任は持たない。
- ・高等教育機関からの受入承諾書だけではメキシコ政府からの奨学金の給付を保証するものではない。必要な審査を経て政府奨学金の給付支給が決まるが、最終的にはAMEXCID（国際開発協力庁）の予算いかんにより決定される。

以下の候補者には優先権が与えられる。

- ◇ まだメキシコ政府奨学金の給付金を受けたことがない人。
- ◇ 自国の発展に貢献出来るテーマのプログラムを選択し、メキシコにとって戦略的であること。（保健、教育、エネルギー、環境及びテレコミュニケーション部門に関連したアカデミック・プログラムに優先権が与えられる）
- ◇ 自国の大学院にはないプログラムを選択する人。
- ◇ メキシコシティのメトロポリタン・エリア以外の地方の機関で学術或いは研究を行なう人。
- ◇ 自国の公共高等教育機関や科学研究センターの教授或いは研究員。
- ◇ 自国の利益を図ることのできる分野やプログラムを担当する公務員。

選択基準：

- ◇ これから勉強する分野の高い学識を持っている人。
- ◇ 候補者の学術・労働経験がメキシコで専攻する分野と合致すること。
- ◇ 自国の発展に重要な学問分野であり、直接的な影響を及ぼすこと。

奨学金の給付：

2019年度の奨学金はメキシコ外務省・国際開発協力庁・学術交流部、**Dirección de Intercambio Académico de la Agencia Mexicana de Cooperación Internacional para el Desarrollo, Secretaría de Relaciones Exteriores**（以下、「メキシコ外務省学術交流部」という。）を通じて給付されるが、その奨学金を受ける者は、2018年12月5日以降に在日メキシコ大使館から通知を受ける。

手続きその他：

- A) 査証： 奨学金発給通知の受領後、本人は、在日メキシコ大使館領事部で、諸手続きの説明を受けること。奨学生は、観光ビザではなく学生ビザを取得すべく必要な手続きをとること。奨学生は、外交旅券、或いは公用

旅券で渡航することはできない。

- B) **航空券**： 航空券はメキシコ外務省学術交流部によって発行されるが、在日メキシコ大使館、学術交流・教育・科学技術部が本人に航空券の詳細を通知する。
- C) **メキシコ到着**： 奨学生は、メキシコ・シティに到着後、メキシコ外務省学術交流部に出頭し、「外務省留学生」としての登録手続きをとること。
- D) **メキシコ到着後**： 到着後の過ごし方、手続き等については支給が決まった際に渡される **Normas Aplicables a los Becarios Extranjeros de SRE**を確認すること。

メキシコ政府の奨学金制度は、外国籍の奨学生がメキシコにおける経験と知識を享受し、自国に帰国してからも自己の体験を語り継ぐことを目的とする。

その他の注意事項：

1. 応募者は、各プログラムに応じて留学希望先の大学や、当該機関のコーディネーターとコンタクトを取っておく事が応募の条件となる。

2. 本奨学金について（西文出願書類について）の照会は在日メキシコ大使館に行うこと。

本募集要項は、上記「CONVOCATORIA 2019」の抜粋であり、応募者は必ずその本文を熟読すること。メキシコ外務省奨学金のホームページ（<https://www.gob.mx/amexcid/acciones-y-programas/becas-para-extranjeros-29785>）で「CONVOCATORIA 2019」の詳細を熟読すること。（所定用紙等ダウンロード可能）

合格決定後は、受入先大学、または、当該機関の「受入承諾書」の変更はできない。変更した場合、奨学金は無効とみなされる。

問い合わせ：

奨学金の詳細、西文出願書類について

在日メキシコ大使館 学術交流・教育・科学技術部

〒100-0014 東京都千代田区永田町2-15-1

TEL 03-3581-1131 内線6 FAX 03-3581-4058

ekameta@sre.gob.mx 或いは mkogo@sre.gob.mx

月～金 9:00～13:00、14:00～17:00

参考サイト

メキシコ外務省国際開発協力庁 奨学金サイト

<https://www.gob.mx/amexcid/acciones-y-programas/becas-para-extranjeros-29785>

(上記のアドレスから、Convocatoria 2019 de las Becas del Gobierno de México para Extranjeros をクリック)

大学及び高等教育機関に関するサイト

Asociación Nacional de Universidades e Instituciones de Educación Superior (ANUIES) /国立大学高等機関機構

www.anui.es.mx

Consejo Nacional de Ciencia y Tecnología (CONACYT)/国家科学技術審議会

<http://www.conacyt.gob.mx>

在日メキシコ大使館ホームページ

<http://embamex.sre.gob.mx/japon/>

独立行政法人 日本学生支援機構 (JASSO)

<http://ryugaku.jasso.go.jp/>

JASSO メキシコ留学情報

http://ryugaku.jasso.go.jp/oversea_info/region/sc_america/mexico/

西文出願書類一覧

- 1 **出願書** (FORMULARIO DE SOLICITUD DE BECA/所定用紙に記入し写真を貼り付けたもの) 昨年度のフォーマットは有効ではないので新しく作成すること。
- 2 **研究計画書** 留学志望の理由、留学中の研究計画、留学終了後自国でどのように役立てるか等をまとめる。(文字サイズARIAL12、行間は空けないこと(シングルスペース)、最大2ページまで)
- 3 **経歴書** (文字サイズARIAL12、行間は空けないこと(シングルスペース)、最大3ページまで)
- 4 **誓約書** (留学終了後自国へ帰国すると誓うもの)
- 5 **受入承諾書**
各プログラムが定めるメキシコ国公立大学、メキシコ私立大学、国公立受入機関の受入承諾書。担当役員(国際課長、学術交流課長、大学院の長・コーディネーター等)の署名入りで、プログラムの開始日、終了日(日/月/年(西暦)の8桁)、期間そして留学形態が明記されたもの。研究滞在の場合は更に候補者が研究に必要な指導を受けるということも明記されているべきで、出来れば指導担当者の氏名も明記されていること。
*受入機関と手続き中とわかる書類(コンタクト・レター等)を奨学金の申込書とともに提出し、その後引き続き受入機関との手続きを進めることも可能である。
- 6 **最終学歴の学位記および現在在籍中の課程(大学、大学院)の在籍証明書(*)**
- 7 **最終学歴の学業成績証明書(*)**
語学学校、交換留学等の証明書は不要。学士課程の交流プログラムの場合は自国大学の最新の学業成績証明書GPAが100段階中最低80を有すること。但し博士号を持った申請者はその範疇ではない。採点方式が異なる場合はメキシコ方式の100段階評価に置き換えた書類を提出。
- 「学士課程及び大学院交流プログラム」志願者の補足資料(「学士課程及び大学院交流プログラム」志願者のみ) 自国の機関が、メキシコで参加する授業等に単位を付与することを記載した書類。
- 研究滞在の場合は、申込者が修士もしくはポストドクター特別研究員、博士課程に在籍すること、もしくは修了したことを示す書類
- 8 **戸籍抄本(*)**
- 9 **パスポートのコピー或いは写真及びサイン付き公的身分証明書**(申込者が自費でパスポート申請すること)
- 10 **健康診断書(*)**
証明書は申請書提出日より3か月以内に、公共医療機関或いは民間医療機関にて受診したもので申込者が健康で海外留学できる状態であると証明するもの。
- 11 **写真(3cm×3cm)**
デジタルプリントではない最近の写真。台紙なし、上半身脱帽、正面から撮影、背景は白。1. 出願書に貼り付けてアップロードすること。また、メキシコ到着後に出願書に貼り付けた写真と同じ写真を4枚提出すること。郵送の場合は添付する。裏にローマ字で氏名・国籍を記入する。
- 12 **出願者がアカデミック・プログラムの一般条件に同意し署名したレター**
- 13 **在留資格(カード)のコピー(現在、一時的に学生としてメキシコに居住している場合のみ)**
- 14 **すでにメキシコで勉強を開始している方は在籍しているメキシコ高等教育機関の担当役員(国際課長、学術交流課長、大学院の長・コーディネーター等)の署名・認証入りでGPAが100段階中最低85を有する証明書を提出すること。**
- 15 **語学能力証明書(*)**
母国語がスペイン語ではない場合、留学先での学業の遂行に必要なスペイン語の能力(アドバンス・レベル)を大学や語学学校から証明してもらうこと。ヨーロッパ共通参照枠(CEFR)(Common European

Framework of Reference for Languages (CEFR) 基準の最低でもB2レベルが裏付けられること。国によっては事前にスペイン語語学及びメキシコ文化コースも組み込まれているので、自国のメキシコ大使館に問い合わせをすること。

- 16 研究滞在がスペイン語ではない別の言語で研究滞在を行う場合、別の言語で指導すると明記された受入機関発行の書類に指導教授の氏名及び言語を記入し提出すること。書類には、担当役員（国際課長、学术交流課長、大学院の長・コーディネーター等）の署名を付すこと。またその言語が母国語ではない場合、ヨーロッパ共通参照枠 (CEFR) (Common European Framework of Reference for Languages (CEFR)) を基準に最低でもレベルB2の語学能力証明書を提出すること。

(*)がついている項目は和文書類にスペイン語訳を添付すること

出願書類に関する注意：

- ① 上記提出書類は全てスペイン語で作成すること。和文の場合はコピーにスペイン語訳を添付して提出すること。
- ② 最終決定における合格者は、後日メキシコの大学等に書類を提出する都合上、「高校・大学等の卒業証明書・学業成績証明書」「戸籍抄本」「健康診断書」について、公的認証（アポステイーユ）を求められる場合がある。渡航前に必ず受入先機関に必要な有無を確認すること。
- ③ 本奨学金合格後、渡航した際に出願書類に使用した写真と同じ写真を必要とすることがあるので、その準備をしておくこと。
- ④ 開封無効の成績証明書等も開封すること。
- ⑤ 提出書類は、A4判で統一するか、A4判の大きさに折りたたんでアップロードすること。
- ⑥ 上記について、不明な点がある場合は、メキシコ大使館学术交流・教育・科学技術部 向後（TEL：03-3581-1131 内線6）まで問い合わせること。